

的外

みのる法律事務所便り
令和6年12月第416号



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL:0191-23-8960
FAX:0191-23-8950

いなべん だべんく
田舎弁護士の駄弁句

177



書きました 無駄^{むだ}なおしゃべり 駄弁本^{だべんぼん}
われを忘れて^{わす} もう師走^{しわす}かな



令和6(2024)年12月1日
あおぞらうきものすて
青空浮世乃捨

令和6(2024)年も今日から12月です。あっという間の1年です。今年もご迷惑^{めいわく}をおかけしました。毎月の事務所便りと月1冊以上の駄弁本の押し付けを繰り返^く返し、この事務所便りをお読み下さっている皆様にはどれほどご迷惑^{めいわく}をおかけしたか分かりません。

この機会^{きかい}に心底よりお詫^わび申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。お付き合いをして戴^たき、本当にありがとうございました。

書いている時間はそれに集中しますので、夢中となり、薬を飲むのも忘れるほどです。他のことを考えては書きものはできませんので、他のことは考えられません。80歳を超えても先行きに対する不安などで眠れない時は、夢中となれる駄弁本書きに救われます。

そのような一時^{ひととき}を持てるのも、このような駄弁本を送り付ける先があるからです。送り先があることは、ただただ感謝の気持ちで一杯です。

残す今年の1か月も、そして来年の1年もこの事務所便りを送り付ける皆様にはご迷惑をおかけすることになりますが、よろしくお付き合い下さいますように伏してお願い申し上げます。

よいお年をお迎え下さい。合掌^{がっしょう}。

いなべん だべんく
田舎弁護士の駄弁句

178

やそじ むな
八十路となり 生き方語る 空しさを

さが よろこ
知りつつ語る 性を喜ぶ



令和6(2024)年12月1日
あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

「人生100年時代」とは言いますが、80歳を超えた身としては、いまさらこの先の生き方を語ることの空しさを知らないわけではないのです。さすがにこの先の生き方を語ることは無駄なような気がするのです。

ですが、暇ひまがあると生き方を語っているのです。この暮れから正月休みには『生き方のハカリ』という駄弁本を書く予定です。どのようなハカリではかって生きればいいのかという駄弁本です。

「性さが」とは「生まれつきの性質」ですが、人間の力ではどうしようもないものようで、言いたいことは言わなければならない生まれつきの性質は80歳を超えても直りそうもありません。直るところか、増幅ぞうぷくしているようです。

ガツカリすることもあります。反面喜んでもいます。言いたいことを言わなければ気の済まない生まれつきの性質のおかげで、この年になっても暇ひまを持て余すことはありません。

暇があったら、駄弁本を書いています。暇があったら小さく繰り返す「あいま体操」と「駄弁本書き」をやっているおかげで、八十路はたいくつすることもなく楽しく暮らせています。

暇があったら何かしていなければならないという貧乏性びんぼうしょうのせいで、いつもあくせくしていて、心にゆとりをもつことはできませんが、八十路をたいくつしない楽しく生きられていて、この性格と生き方を喜んでいます。

今年発行した駄弁本 — 令和6年を振り返る —

今年、令和6年に発行した駄弁本は次の通りです。

1. 円満相続のススメ(2月10日)
2. 倫理に基づく法律(3月20日)
3. 欲望と倫理と法律(4月20日)
4. 倫理と法律の理念の実践(6月20日)
5. 誰もいない遺産(6月25日)
6. 降伏のススメ(7月1日)
7. 無法松が残した貯金帳の行方(8月20日)
8. 相続不動産の登記の義務化(8月31日)
9. 生前贈与(9月30日)
10. 死因贈与(10月31日)
11. 田舎弁護士の財産の行方(10月31日)
12. 円満相続への案内本(11月26日)

以上の他に『岩手の保健』には次の2回の健康エッセーが掲載けいさいされました。

1. 馬鹿になっていないか(3月5日)
2. 感謝と恩返し(9月5日)

3回目の原稿は12月20日に入稿予定で、タイトルは「医療のハカリ」です。暮れから正月にかけて『生き方のハカリ』という駄弁本を書く予定ですが、生き方のハカリの医療版です。いろいろな局面でいろいろのハカリは使われていますが、医療のハカリは、ハカリの中でも最も進歩した精密なハカリの一つのような気がします。

駄弁本の発行を通して令和6年を振り返りますと、相続問題、倫理問題、生き方問題などに関心を持って生きてきたことがわかります。いつも「人間はどう生きるべきか」ということを考え、「戦争のない平和な世界」

と「紛争のない穏やかな生活」を求めてきたように思います。

そしてこの年末年始には『生き方のハカリ』という駄弁本を書こうとしています。その本の「はじめに—いまなぜ生き方のハカリを語るのでしょうか—」と「1. 生き方のハカリとは、どういうハカリでしょうか。」はその骨子ができていますので、転載します。

.....

はじめに

—いまなぜ生き方のハカリを語るのでしょうか—

日本では石破氏が首相に、米国ではトランプ氏が次期大統領に選出されました。石破氏を首相に選んだのは日本国民であり、トランプ氏を次期大統領に選んだのは米国国民です。日本国民も、米国国民もどのような秤(ハカリ)ではかって石破首相とトランプ次期大統領を選んだのでしょうか。

日本では自民党の党首である石破さんと、立憲民主党の党首である野田さんとの決選投票において選ぶ人達はどのようなハカリではかって石破さんを選出したのでしょうか。米国では、トランプさんとハリスさんとをどのようなハカリではかってトランプさんを選出したのでしょうか。民主国家では政権担当者を選出するのは、最終的には国民です。日本国民も米国国民も、どのようなハカリではかって、2人を選出したのでしょうか。

石破さんは、「集団的自衛権の行使であれば、自衛隊は外国へ行って戦争ができる」と主張し、トランプさんは、「アメリカ・ファースト」であり、「アメリカの利益を優先させなければならない」と主張しています。私のハカリではこのような考えの人はどちらも選べません。

「戦争絶対反対」を信念としている身としては、石破さんのそのような考え方には賛同できません。「自分の幸福と他人の幸福を実現する」ことを『生き方のハカリ』としている身としては、トランプさんのこのような考え方には賛同できません。日本は戦争はしないのです。アメリカの利益

を優先させるという考え方は、全人類の幸福を願う自分の生き方のハカリに反しています。私は、どこかの国の人だけが幸せになればそれだけでよいなどとは考えてはいません。誰もが幸せになってほしいのです。全人類の幸せを願っています。

石破さんの「集団的自衛権の行使なら自衛隊は海外に出向いても戦争ができる」という考え方は、石破さんが持っている生き方のハカリが間違っているから出てくるのです。トランプさんの「アメリカ・ファースト」という考え方は、トランプさんが持っている生き方のハカリが間違っているから出てくるのです。

石破さんが、「戦争は絶対にしてはならない、させてはならない」というハカリを持っていれば、「集団的自衛権の行使なら、自衛隊は海外に出向いて戦争ができる」などという考えは出てくる筈がありません。トランプさんが、「自分だけではなく他人の幸福を考えなければならない」というハカリを持っていれば、「アメリカ・ファースト」などという考え方は出てくる筈はないのです。石破さんやトランプさんの生き方のハカリは間違ったハカリなのです。

石破さんには、「戦争は絶対にしてはならない、させてはならない」というハカリはないのです。トランプさんには、「アメリカ人だけではなく、全人類が幸せでなければならない」というハカリはないのです。

いま日本では石破政権が誕生し、アメリカでは間もなくトランプ政権が誕生しようとしています。が、「戦争は絶対しない、させない」という生き方のハカリと「全ての人の幸福を目指さなければならない」という生き方のハカリを持たない石破政権にもトランプ政権にも、大きな不安を抱えています。石破政権を道から外れないように監督するのは、主権者である日本国民であり、トランプ政権がアメリカの利益だけを優先させ人類の幸せを考えないような行動に走らないように監督するのは、主権者であるアメリカ国民です。

そのような立場にある日本国民にもアメリカ国民にも正しい生き方の

ハカリを持ってもらい、石破政権とトランプ政権が間違っただ道に迷い込むことのないように正しい生き方のハカリを持ち、そのハカリではかって、石破政権もトランプ政権も間違っただ道に進まないように監督してほしいのです。日本国民も米国国民も正しい生き方のハカリを持ち、そのハカリを使って、石破政権とトランプ政権の言動をはかり、主権者として石破政権とトランプ政権に進む方向を指示することは日本国民としても、アメリカ国民としてもやらなければならないことなのです。

そのためには、日本国民もアメリカ国民も、正しい生き方のハカリを持たなければなりません。人間はどう生きるべきかということをはかるハカリを持たなければならないのです。80年を超えて人生を体験させてもらい、人間はどのように生きた方がよいと思う生き方のハカリを持たたような気がします。

ウクライナ戦争やイスラエル戦争の長期化、拡大化、深刻化とそれに対する世界の指導者を自認する政治家の言動に接するたびに、この人達には生き方のハカリがないのではないかという思いがすることがあります。「どうしたら金を儲けられるか」というハカリと「どうしたら権力を握れるか」というハカリしかないように見えるのです。

このような時に、『一度きりの人生を、誰もが幸福に送れるようにするためにはどうしたらよいかをはかるハカリ』を見つけ出したいという思いに至ったのです。『生き方のハカリ』と題して、80年を超える人生経験に基づき、この世を生きていくためのハカリについて、思いつくまま述べてみます。このようなハカリを持って、そのハカリを使い、このように生きるべきだと思うことを述べてみます。一度きりの人生です。自分も幸せに、まわりの皆さんも幸せになってほしいのです。そのためには、一人ひとりが生き方のハカリを持ち、そのハカリを使って間違っただ道に進むことのないようにしてほしいのです。

令和6(2024)年11月23日
田舎弁護士 千田 實

.....

1. 生き方のハカリとは、どういうハカリでしょうか。

ウクライナ戦争やイスラエル戦争の長期化、拡大化、深刻化とそれに対する世界の指導者を自認する政治家の言動に接するたびに、この人達には生き方のハカリがないのではないかという思いがすることがあります。「どうしたら金を儲けられるか」というハカリと、「どうしたら権力を握れるか」というハカリしかないように見えるのです。『どうしたら人間が幸福に生きられるか』という『生き方のハカリ』は持っていないように見えてならないのです。

ウクライナ戦争もイスラエル戦争も、政治家が、そしてそれを支えている国民が「どうしたら金を儲けられるか」、「どうしたら権力を握れるか」というハカリではかった結果始まり、このようなハカリではかり続けている結果、戦争は長期化、拡大化、深刻化しているのです。このようなハカリとは違う生き方のハカリが必要です。ハカリは無限にあります、生き方のハカリがないから、いつも地球上のどこかで戦争が続いているのです。

「秤^{はかり}」とは、「ものの重さを測定する道具。ばねばかり・さおばかり・てんびんなど」と手許の国語辞典は解説しています。そんなことは誰でも知っています。弁護士バッチには、てんびん秤が刻み込まれています。弁護士はハカリを持たなければならないということでしょう。ところで弁護士は、このハカリで何をはかればいいのか。

弁護士法は、第1条(弁護士の使命)において、「弁護士は、基本的人権を擁護^{ようご}し、社会正義を実現することを使命とする」と明記していますから、弁護士である我が身には、基本的人権と社会正義を測定するハカリを持っていなければならないということになります。我が身を振り返ってみて、そのようなハカリを持っているかどうかを自問自答しますと、「基本的人権」とは何か、「社会正義」とは何かという法律用語に対する理解が不十分な気がして仕方がないのです。このことばを考えれば考えるほど難しい面が出てくるのです。

弁護士となって55年目となりますが、弁護士としての確かなハカリは持っていない気がします。「社会正義」ということばの意味がいまだによく分からないのです。このことばには解釈の仕方によってはいろいろな意味を盛り込めそうです。

このことばは、「どうしたら金を儲けられるか」というハカリや、「どうしたら権力を握れるか」というハカリで物事をはかる考え方の人に都合のよいように使われたら恐ろしい結果が生まれそうです。戦争をするアイテム(道具)にされそうです。世界の指導者を自認する人の中にもいろいろな考え方があるようです。

82歳となりました。人生を82年間やってきました。「この世をどう生きたらよいかをはかるハカリは持っているだろうか」と自問自答してみました。こちらのハカリは持っているような気がするのです。

60歳代の10年間の闘病生活の経験の中から『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という考え方たどに辿り着くことができました。この考え方を『田舎弁護士の哲学』などと称して、世の中に提唱するていしょうようになりました。生き方のハカリは、八十路に入りそれなりのものを持たたような気がします。この生き方のハカリは社会正義というハカリと違い、自分の中でははっきりとしていて迷いのないハカリとなっています。

『田舎弁護士の哲学』を確立したら、弁護士としてのハカリ、つまり人権擁護も社会正義も『人間が幸せになれるかどうか』という『生き方のハカリ』を使えばいいのではないかという思いに至りました。人権擁護になるかどうか、社会正義になるかどうかをはかるには、「その問題に関係する人が幸せになれるかどうか」というハカリを使えばよいという思いに至りました。

つまり、弁護士として持つべきハカリも、人間はどう生きるべきかという生き方をはかるハカリも、「その問題にかかわる人が幸せになれるかどうか」をはかるハカリだという分かり易い考えに辿り着いたのです。

弁護士として事件の処理にあたる場合も、一人のジジイとしてどのように生きてらよいかを考える場合も、「その問題にかかわる人皆が幸せになれるかどうか」というハカリではかって判断すればよいという結論に至りました。自分が幸せになり、まわりの人も幸せになれるかどうかを考えればよいということになるのです。

人権擁護のハカリも社会正義のハカリも、「個々の人間が、そして全人類が幸せになれるかどうか」というハカリと考えればよいと確信するに至りました。このハカリを持って人間として生きれば、弁護士として持つべきハカリも持つことになると確信できるようになりました。このハカリこそ無限にある各局面をはかるどのハカリにも共通する根本のハカリだと確信するに至りました。

弁護士の持つべきハカリも、ジジイとして持つべきハカリも、「その問題にかかわる人が幸せになれるかどうか」というハカリでなければならぬという考え方に至ったのです。基本的人権とは何か、社会正義とは何かなどと難しい理屈はいらぬのです。ただ「人が幸せになれるかどうか」をはかるハカリを持って、それを使ってはかればよいのです。

人とは自分であり、まわりの人です。ですから「人が幸せになれるかどうか」ということは、「自分が幸せになれるかどうか、まわりの人が幸せになれるかどうか」ということです。「自分が幸せになり、まわりの人が幸せになれるかどうか」というハカリを持ち、それを使って生きればよいのです。難しい考え方ではないのです。

人が幸せになれるのは、マクロ(巨視的・国家的)には、戦争のない平和な世界であり、ミクロ(微視的・個人的)には、身の周囲の人と仲良くやれている円満な生活です。戦争のない平和な世界と、争いごとのない円満な生活を実現するためには、戦争のない世界と紛争のない生活を保持しなければなりません。「戦争のない世界」と「紛争のない生活」にできるかどうかのハカリを持たなければならないのです。

八十路に入り、これまで以上に「戦争反対」、「法廷闘争回避」を訴え

続けているのは、弁護士としてのハカリだけではかつての行動ではありませんが、それ以前に生き方のハカリである『自分が幸せになり、他人を幸せにできるかどうか』という『生き方のハカリ』ではかつての行動なのです。

「自分が幸せになり、他人を幸せにできるかどうか」というハカリは、「弁護士としてのハカリ」であるばかりでなく、それよりもっと根底にある「人間の生き方のハカリ」なのです。このハカリは、誰もが持たなければならぬハカリだと確信します。石破政権もトランプ政権も持たなければならぬハカリです。ですが、石破さんもトランプさんも持っているのでしょうか。疑問を感じます。社会正義の意味をどのようなハカリを使って自分の都合のよいように盛り込むのか、政治家に対しては不信感が湧いています。

安倍政権も岸田政権も、バイデン政権もこのハカリを持っていたでしょうか。ウクライナ戦争に対する向き合い方を見てみると、このハカリは持っていなかった気がするのです。プーチン大統領やゼレンスキー大統領には、このハカリがないことは明らかです。あったら、ウクライナ戦争はなかったでしょうし、今日まで続いてはいなかった筈です。ウクライナ戦争をしかけたプーチンにこのハカリがないことは疑いの余地はありません。ゼレンスキーだってどうでしょうか。石破首相もトランプ次期大統領もこのハカリは持っていないような気がして不安です。

ウクライナ戦争では、100万人を超える死傷者が出ています。大事な人を亡くした人の気持ちはいかばかりでしょうか。不幸のどん底だと確信します。それにもかかわらず、この戦争を続けさせている世界の指導者を自認する政治家には、「人を幸せにできるかどうか」というハカリがあるのでしょうか。社会正義というよく分からないハカリは使うのでしょうか。生き方のハカリは持っていないように思えますがいかがでしょうか。

この人達のハカリは、「儲けるにはどうすればよいか」というハカリと、「権力を持つにはどうしたらよいか」というハカリだけで、「人を幸せにするためにはどうしたらよいか」というハカリは持っていない気がしてならないのです。そういう思いで見えていますと、バイデンも安倍も岸田も西側

諸国の指導者も生き方のハカリを持っていない気がしてしまいます。権力者を目指す人には、生き方のハカリはないように見えてならないのです。

『人を幸せにするためにはどうしたらよいか』という『生き方のハカリ』を使えば、武力を使って人を殺し合う戦争をしたり、させたりはできない筈です。残された者の幸せを願って残してくれた遺産を巡って、親子、兄弟関係が断絶するような法廷闘争はできない筈です。

弁護士としてのハカリも、裁判官としてのハカリも、政権担当者としてのハカリも、どのハカリも根本的なハカリは、人間として誰もが持つべき『生き方のハカリ』でなければなりません。「人生はどう生きるべきか」というハカリでなければなりません。「人間として根本の生き方のハカリ」をしっかりと持つことが絶対不可欠となります。そのハカリこそ、無限の局面に対応して存在する無限にあるハカリの中でも根本的なハカリであり、どのハカリを使う場合でもこの『生き方のハカリ』に添わなければならないのです。

そしてこの根本のハカリは、『人を幸せにできるかどうか』という簡明なものなのです。極めて簡単で明瞭、つまり、はっきりしていて分かり易いものなのです。このハカリは、誰にでも分かり易く、誰もがすぐ使えるのです。人間なら誰もがこのハカリを持ち、いつもこのハカリを使ってほしいのです。

石破首相がいう「集団的自衛権」とか、トランプ次期大統領がいう「アメリカ・ファースト」とか、よく分からないハカリを使う前に、『人を幸せにできるかどうか』という分かり易い『生き方のハカリ』を持ち、そのハカリを使ってほしいのです。難しい政策論や法律論などの理屈より、人を幸せにできるかどうかという生き方のハカリを使って、やるべきか、やめるべきかを決めてほしいのです。『生き方のハカリ』は、『自分の人生と他人の人生を幸せにできるかどうか』というハカリなのです。



死因贈与のススメ

－新刊書^{きんてい}の謹呈

令和6年10月号では『生前贈与のススメ』という駄弁本を謹呈させて戴きました。その続編である『死因贈与のススメ』を謹呈させて戴きます。

ご多忙の皆様には、全部読んで戴くことは難しいと思いますので、言いたいことの一部を転載しますので、ここだけでもお読み戴ければ幸甚です。

前巻『相続開始前にしておくこと(その1)－生前贈与－』では、これから成長していく大事な人のために、稼いだ財産を有効に使うために生前贈与をしておくことを勧めました。遺産を残し、相続争いの火種を残すよりも、生きているうちにやりたい人にやってしまった方がよいということを述べました。

この巻『相続開始前にしておくこと(その2)－死因贈与－』では、大事な人のために稼いだ金は、この世でもっとも大事な人である自分に使い、次に自分以外の自分にとって大事な人のために使い、それでも残る財産があったら、自分の老後の面倒を見てくれる人との間で死因贈与契約をしておくことを勧めたいのです。死んで残る財産の行方は、やる人ともらう人が生きているうちに、取り決めしておくことを勧めます。それが『死因贈与契約の勧め』なのです。本書を発行する目的はそこにあるのです。

これを読んで関心のある方は、この本をお読み下さい。きっとお役に立つ点もあると確信しています。この本を読んで分り難い^{にく}ことがありましたら一声おかけ下さい。分り易く解説させて戴きます。楽しみにお待ちしております。

コロナ問題も落ち着き、集会もできるようになりました。来年は中断していた勉強会を再開したいと考えています。このような本は勉強会のテキストとしたいと考えていますので、関心のある方は是非御一読しておいて下さい。